

**土地や家屋を取得した場合は
不動産取得税がかかります！**

売買・贈与・交換・建築などによって不動産(土地・家屋)を取得(登記の有無は問いません)されると、不動産取得税の課税対象となります。

令和5年4月1日以降に不動産を取得し、登記所で登記された場合は、申告は不要です。

国外に住所等を有している方が不動産を取得した場合や、不動産取得税を納める前に国外に転出する場合には、日本国内に在住されている方を「納税管理人」として選定する必要があります。

納税については県税事務所から送付される納税通知書により、納めていただきます。

【不動産取得税の計算方法】

$$\text{不動産の価格} \times \text{税率(4\%)} = \text{税 額}$$

不動産の価格とは

- 売買・贈与・交換などにより取得したとき……
市町の固定資産課税台帳に登録されている価格
- 家屋を新築・増築または改築したとき………
固定資産評価基準により評価した価格

価格、税率に関する特例

- 宅地は、令和9年3月31日までに取得されたものに限り、不動産の価格に1/2を乗じて税額を計算します。
- 土地及び住宅は、令和9年3月31日までに取得されたものに限り、税率が4%から3%に軽減されます。

また、一定の条件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合、さらに軽減措置があります。

詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

＜兵庫県・県税事務所＞